

鎌倉市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和3年(2021年)2月8日

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎
同 山 田 直 人

監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（財務監査）

2 監査の対象

- (1) 都市整備部（都市整備総務課、道水路管理課、道路課、住宅課、下水道河川課、公園課、作業センター、浄化センター）
- (2) 会計課
- (3) 消防本部（消防総務課、警防救急課、指令情報課、予防課、鎌倉消防署、大船消防署）
- (4) 議会事務局（議会総務課、議事調査課）
- (5) 選挙管理委員会事務局
- (6) 監査委員事務局

3 監査の結果

おおむね良好に執行されているものと認められた。

ただし、複数の課等において、随意契約に関する事務及び契約締結に関する事務等について事務処理の一部に留意すべき事項が認められた。それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。

4 監査の実施方法

(1) 監査の根拠

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。

(2) 監査の実施期間

令和 2 年（2020 年）10 月 5 日（月）から令和 3 年（2021 年）1 月 28 日（木）まで

(3) 監査の調査範囲

令和 2 年度の財務に関する事務

(4) 監査の主な着眼点

ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

イ 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

(5) 監査の実施内容

監査に当たっては、監査等資料を基に関係書類の提出を受け、関係者からの説明を聴取するとともに、関係書類の調査を実施し、必要に応じ現地調査を行った。